

令和 5 年 2 月 20 日

令和 4 年度栃木県議会
第 391 回通常会議議案 (2)

令和4年度栃木県議会 第391回通常会議議案（2）目次

第42号議案	令和4年度栃木県一般会計補正予算（第10号）	4
第43号議案	令和4年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	32
第44号議案	令和4年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	35
第45号議案	令和4年度栃木県電気事業会計補正予算（第2号）	39
第46号議案	令和4年度栃木県水道事業会計補正予算（第1号）	42
第47号議案	令和4年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	44
第48号議案	令和4年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第2号）	46
第49号議案	令和4年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第2号）	48
第50号議案	栃木県国民健康保険広域化等支援基金条例の廃止について	51
第51号議案	市町村が負担する金額の変更について（農政部関係）	52
第52号議案	市町村が負担する金額の変更について（県土整備部関係）	55
第53号議案	市町村が負担する金額の変更について（企業局関係）	57
第54号議案	工事請負契約の締結について（主要地方道大田原氏家線箒川橋（仮称）鋼橋上部工建設工事）	58
第55号議案	工事請負契約の締結について（一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事）	59

第56号議案	工事請負契約の締結について（栃木県立足利高等学校新校図書館棟ほか新築工事）	60
第57号議案	特定事業契約の変更について（馬頭最終処分場整備運営事業）	61
第58号議案	特定事業契約の変更について（新青少年教育施設整備運営事業）	62
第59号議案	特定事業契約の変更について（総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業）	63
第60号議案	工事請負契約の変更について（一般国道408号水路トンネル建設工事）	64
第61号議案	工事請負契約の変更について（栃木県立とちぎ海浜自然の家本館空調設備改修工事（長寿命化））	65
報告第1号	知事の専決処分事項報告について	66

第42号議案

令和4年度栃木県一般会計補正予算（第10号）

令和4年度栃木県の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,876,130千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,076,750,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加、変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加、変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		256,000,000	3,000,000	259,000,000
	1 県 民 税	82,021,000	500,000	82,521,000
	2 事 業 税	61,016,000	4,950,000	65,966,000
	3 地 方 消 費 税	44,007,000	△ 2,000,000	42,007,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,313,000	30,000	2,343,000
	7 軽 油 引 取 税	22,369,000	△ 300,000	22,069,000
	8 自 動 車 税	36,923,000	△ 200,000	36,723,000
	11 旧 法 に よ る 税	10,000	20,000	30,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		95,091,000	4,600,000	99,691,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	95,091,000	4,600,000	99,691,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,500,000	△ 49,547	1,450,453
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,500,000	△ 49,547	1,450,453
5 地 方 交 付 税		141,773,992	4,515,922	146,289,914

	1 地 方 交 付 税	141,773,992	4,515,922	146,289,914
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,607,024	△ 431,138	3,175,886
	1 負 担 金	3,607,024	△ 431,138	3,175,886
9 国 庫 支 出 金		215,853,141	△ 11,523,775	204,329,366
	1 国 庫 負 担 金	44,660,664	△ 1,697,154	42,963,510
	2 国 庫 補 助 金	169,140,409	△ 9,662,957	159,477,452
	3 委 託 金	2,052,068	△ 163,664	1,888,404
10 財 産 収 入		1,455,676	185,927	1,641,603
	1 財 産 運 用 収 入	667,250	7,079	674,329
	2 財 産 売 払 収 入	788,426	178,848	967,274
11 寄 附 金		85,371	12,669	98,040
	1 寄 附 金	85,371	12,669	98,040
12 繰 入 金		29,749,255	△ 10,013,087	19,736,168
	1 特 別 会 計 繰 入 金	157,507	20,000	177,507
	2 基 金 繰 入 金	29,591,748	△ 10,033,087	19,558,661
13 繰 越 金		4,644,256	6,588,873	11,233,129

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	4,644,256	6,588,873	11,233,129
14 諸収入		196,158,709	△ 4,429,974	191,728,735
	3 貸付金元利収入	174,926,608	△ 521,160	174,405,448
	4 受託事業収入	2,111,286	△ 417,877	1,693,409
	5 収益事業収入	11,616,368	△ 3,785,577	7,830,791
	7 雑入	7,246,826	294,640	7,541,466
15 県債		106,640,000	△ 19,332,000	87,308,000
	1 県債	106,640,000	△ 19,332,000	87,308,000
歳入合計		1,103,626,430	△ 26,876,130	1,076,750,300

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,452,123	△ 10,800	1,441,323
	1 議 会 費	1,452,123	△ 10,800	1,441,323
2 総 務 費		55,930,678	6,078,261	62,008,939
	1 総 務 管 理 費	24,324,408	7,968,539	32,292,947
	2 企 画 費	6,503,440	△ 384,147	6,119,293
	3 徴 税 費	9,598,052	△ 434,061	9,163,991
	4 市 町 村 振 興 費	2,162,508	△ 436,006	1,726,502
	5 選 挙 費	1,203,629	△ 12	1,203,617
	6 防 災 費	1,138,308	3,336	1,141,644
	7 統 計 調 査 費	343,385	△ 233	343,152
	8 人 事 委 員 会 費	138,541	8,500	147,041
	10 国体・障害者スポーツ大会費	10,342,108	△ 647,655	9,694,453
3 民 生 費		117,065,299	△ 1,824,284	115,241,015
	1 社 会 福 祉 費	70,484,012	△ 1,832,355	68,651,657

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 児童福祉費	40,544,220	△ 437,813	40,106,407
	3 生活保護費	3,828,451	365,752	4,194,203
	4 災害救助費	24,580	10,009	34,589
	5 県民生活費	2,184,036	70,123	2,254,159
4 衛生費		132,310,164	△ 3,987,484	128,322,680
	1 公衆衛生費	66,684,833	△ 6,058,712	60,626,121
	2 環境衛生費	2,007,904	△ 178,183	1,829,721
	3 保健所費	2,140,227	72,888	2,213,115
	4 医薬費	53,874,116	2,835,044	56,709,160
	6 環境対策費	3,410,298	△ 658,521	2,751,777
5 労働費		1,858,377	△ 120,202	1,738,175
	1 労政費	351,960	△ 23,574	328,386
	2 職業訓練費	1,279,042	△ 95,628	1,183,414
	4 労働委員会費	104,607	△ 1,000	103,607
6 農林水産業費		46,399,188	△ 4,513,935	41,885,253

	1 農 業 費	12,718,434	△	671,638	12,046,796
	2 畜 産 業 費	6,651,660	△	1,633,492	5,018,168
	3 農 地 費	14,419,796	△	1,288,931	13,130,865
	4 林 業 費	11,878,746	△	940,282	10,938,464
	5 水 産 業 費	704,412		20,408	724,820
7 商 工 費		199,716,130	△	588,214	199,127,916
	1 商 工 費	180,677,460	△	340,202	180,337,258
	2 観 光 費	19,038,670	△	248,012	18,790,658
8 土 木 費		115,195,685	△	12,095,098	103,100,587
	1 土 木 管 理 費	4,729,343	△	52,253	4,677,090
	2 道 路 橋 り よ う 費	63,087,606	△	5,896,765	57,190,841
	3 河 川 費	34,833,705	△	5,488,468	29,345,237
	4 都 市 計 画 費	10,470,409	△	614,466	9,855,943
	5 住 宅 費	2,074,622	△	43,146	2,031,476
9 警 察 費		45,056,606	△	541,440	44,515,166
	1 警 察 管 理 費	43,729,097	△	541,440	43,187,657

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		184,390,413	△ 4,273,250	180,117,163
	1 教育総務費	25,324,491	△ 1,566,077	23,758,414
	2 小学校費	62,426,276	△ 1,691,924	60,734,352
	3 中学校費	36,753,298	△ 512,553	36,240,745
	4 高等学校費	38,132,600	△ 299,043	37,833,557
	5 特別支援学校費	15,594,036	△ 197,976	15,396,060
	6 社会教育費	1,440,286	14,686	1,454,972
	7 保健体育費	4,719,426	△ 20,363	4,699,063
11 災害復旧費		2,549,514	△ 1,833,537	715,977
	1 農林水産施設災害復旧費	198,881	△ 3,090	195,791
	2 土木施設災害復旧費	2,340,000	△ 1,821,130	518,870
	3 県有施設等災害復旧費	10,633	△ 9,520	1,113
	4 社会福祉施設等災害復旧費		203	203
12 公債費		99,667,903	△ 3,973,947	95,693,956
	1 公債費	99,667,903	△ 3,973,947	95,693,956

13 諸 支 出 金		101,034,350	807,800	101,842,150
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	43,465,000	△ 2,182,000	41,283,000
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	47,898,000	2,282,000	50,180,000
	4 ゴルフ場利用税交付金	1,627,000	28,000	1,655,000
	6 自動車取得税交付金	200	11,800	12,000
	8 配 当 割 交 付 金	1,069,000	400,000	1,469,000
	10 環 境 性 能 割 交 付 金	1,084,000	△ 322,000	762,000
	11 法 人 事 業 税 交 付 金	4,600,000	590,000	5,190,000
歳 出 合 計		1,103,626,430	△ 26,876,130	1,076,750,300

第2表 継続費補正
変更

(単位千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎電話交換機更新工事費	456,599	令和3年度	265,199	382,800	令和3年度	265,199
				令和4年度	191,400		令和4年度	117,601
		宇都宮産業展示館屋根・防水等改修費	1,128,914	令和3年度	564,458	1,027,823	令和3年度	564,458
				令和4年度	564,456		令和4年度	463,365
		なかがわ水遊園本館空気調和設備改修費	844,949	令和3年度	591,465	730,631	令和3年度	591,465
				令和4年度	253,484		令和4年度	139,166
3 民生費	5 県民生活費	美術館整備費	26,228	令和3年度	18,360	21,318	令和3年度	18,360
				令和4年度	7,868		令和4年度	2,958
4 衛生費	6 環境対策費	温水プール館省エネ設備整備費	87,553	令和2年度		70,042	令和2年度	
				令和3年度	70,042		令和3年度	70,042
				令和4年度	17,511		令和4年度	
		とちぎ男女共同参画	14,538	令和3年度	10,177	12,848	令和3年度	10,177

		センター省エネ設備整備費		令和4年度	4,361		令和4年度	2,671
		健康の森省エネ設備整備費	22,209	令和3年度	15,547	15,547	令和3年度	15,547
				令和4年度	6,662		令和4年度	
		宇都宮産業展示館省エネ設備整備費	131,217	令和3年度	65,609	65,609	令和3年度	65,609
				令和4年度	65,608		令和4年度	
7 商 工 費	2 観 光 費	宇都宮産業展示館給水設備等改修費	105,140	令和3年度	72,494	87,266	令和3年度	72,494
				令和4年度	32,646		令和4年度	14,772
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	温水プール館特定天井落下防止改修費	276,030	令和2年度		235,731	令和2年度	
				令和3年度	220,824		令和3年度	220,824
				令和4年度	55,206		令和4年度	14,907
		とちぎ男女共同参画センター特定天井落下防止改修費	49,237	令和3年度	34,466	39,281	令和3年度	34,466
				令和4年度	14,771		令和4年度	4,815
		とちぎ健康づくりセンター特定天井落下防止改修費	70,232	令和3年度	49,163	54,769	令和3年度	49,163
				令和4年度	21,069		令和4年度	5,606
		宇都宮産業展示館特定	443,963	令和3年度	221,982	322,971	令和3年度	221,982

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		天井落下防止改修費		令和4年度	221,981		令和4年度	100,989
10 教育費	4 高等学校費	宇都宮中央高校 グラウンド整備費	470,594	令和3年度	80,000	470,594	令和3年度	80,000
				令和4年度	390,594		令和4年度	275,594
							令和5年度	115,000
	7 保健体育費	温水プール館送風機等 改修費	93,772	令和2年度		75,017	令和2年度	
				令和3年度	75,017		令和3年度	75,017
				令和4年度	18,755		令和4年度	
		県南体育館吸収冷温水 発生機改修費	345,708	令和3年度	207,424	253,000	令和3年度	207,424
令和4年度				138,284	令和4年度		45,576	

第3表 繰越明許費補正

1 追加

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	文書管理運営費	31,539
		会計管理費	28,746
		県有財産管理費	743,186
	2 企画費	交通体系整備促進費	198,195
	6 防災費	航空防災費	11,878
3 民生費	1 社会福祉費	障害者自立支援給付費	202,680
		障害者福祉施設整備助成費	390,749
		老人保健福祉施設整備助成費	41,639
		介護基盤整備等事業費	584,165
	2 児童福祉費	子育て総合支援事業費	92,768
		児童福祉施設育成指導費	3,080
4 衛生費	1 公衆衛生費	感染症対策費	211,000

款	項	事業名	金額
	2 環境衛生費	産業廃棄物指導費	51,700
		水道事業費	25,478
	4 医薬費	医療連携体制推進費	39,540
	6 環境対策費	カーボンニュートラル推進費	342,981
5 労働費	2 職業訓練費	運営費	6,500
6 農林水産業費	1 農業費	農業担い手確保育成総合対策費	120,000
		経営体育成支援総合対策費	302,731
		農業大学校費	7,000
		農業生産総合対策事業費	1,007,095
		水田農業振興対策事業費	674,675
		園芸振興対策事業費	150,000
		環境保全型農業推進費	63,100
		鳥獣から農作物を守る対策事業費	12,870
		中山間地域活性化対策費	4,700
	2 畜産業費	畜産総合対策費	345,500
		草地基盤整備費	132,140

款	項	事業名	金額
		家畜保健衛生費	15,725
	3 農地費	地籍調査事業費	67,572
		農村集落基盤再編・整備事業費	61,000
		県単農業農村整備事業費	49,638
		土地改良事業調査費	18,600
		国営造成施設管理事業費	83,545
		農村地域雨水流出抑制対策事業費	13,860
		農業基盤整備促進事業費	162,240
	4 林業費	林業施設整備費	61,225
		特用林産振興費	183,626
		県産材需要拡大総合対策事業費	2,200
		林野保護費	10,650
		水源林整備促進事業費	10,233
		とちぎの元気な森づくり県民税事業費	26,633
		森林環境譲与税事業費	281,147
		県単林道事業費	19,620

款	項	事業名	金額
		森林整備林道事業費	123,282
		県単治山事業費	105,423
		鳥獣保護費	60,000
	5 水産業費	水産振興事業費	8,668
		水産試験場費	8,352
7 商工費	1 商工費	中小企業経営力向上支援事業費	600,000
		産業技術支援拠点強化事業費	206,184
		ものづくり産業躍進プロジェクト推進事業費	120,092
	2 観光費	観光需要喚起対策事業費	4,908,551
		自然公園等施設整備費	9,891
8 土木費	1 土木管理費	財産管理費	6,368
		耐震改修促進事業費	20,250
	2 道路橋りょう費	道路調査費	270,227
		総合交通政策事業費(補助)	31,200
	3 河川費	河川調査費	86,000
		河川砂防保全事業費(県単)	489,396

款	項	事業名	金額
		河川砂防施設づくり事業費（県単）	57,200
		堤防強化緊急対策プロジェクト事業費	2,047,384
	4 都市計画費	公園事業費	29,869
		魅力ある公園づくり事業費（県単）	37,000
10 教育費	1 教育総務費	学校安全推進費	34,200
		私立学校振興助成費	6,000
		私立幼稚園振興助成費	73,320
	4 高等学校費	高校再編整備費	7,721
	5 特別支援学校費	特別支援学校運営費	13,400
	7 保健体育費	学校保健普及振興費	65,700
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	4年発生県単林道災害復旧事業費	7,500
		4年発生県単治山災害復旧事業費	28,050
	2 土木施設災害復旧費	4年災害復旧事業費	30,000
		4年県費単独災害復旧事業費	213,000

2 変 更

(単位千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農 林 水 産 業 費	3 農 地 費	農地整備事業費	2,330,000	農地整備事業費	3,894,166
		農村地域防災減災事業費	355,000	農村地域防災減災事業費	504,500
		水利施設整備事業費	455,000	水利施設整備事業費	903,915
	4 林 業 費	林業・木材産業構造改革事業費	1,261,354	林業・木材産業構造改革事業費	1,409,005
		造林事業費	347,703	造林事業費	532,429
		治山事業費	329,000	治山事業費	1,109,717
7 商 工 費	2 観 光 費	自然環境整備交付金事業費	138,000	自然環境整備交付金事業費	293,584
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路保全事業費(補助)	9,009,374	道路保全事業費(補助)	7,974,748
		道路保全事業費(県単)	2,700,000	道路保全事業費(県単)	4,500,000
		快適な道路環境づくり事業費(補助)	625,000	快適な道路環境づくり事業費(補助)	89,135

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		快適な道路環境づくり 事業費（県単）	9,000	快適な道路環境づくり 事業費（県単）	9,500
		快適で安全な道づくり 事業費（補助）	6,929,000	快適で安全な道づくり 事業費（補助）	23,054,415
		快適で安全な道づくり 事業費（県単）	138,000	快適で安全な道づくり 事業費（県単）	2,452,196
	3 河 川 費	緊急防災・減災対策 事業費（河川砂防）	43,000	緊急防災・減災対策 事業費（河川砂防）	1,818,698
		河川受託事業費	120,000	河川受託事業費	219,100
		安全な川づくり 事業費（補助）	10,958,070	安全な川づくり 事業費（補助）	12,549,000
		市町村川づくり 助成費（補助）	275,000	市町村川づくり 助成費（補助）	341,000
		砂防調査費	6,000	砂防調査費	72,463
		砂防施設づくり 事業費（補助）	2,274,200	砂防施設づくり 事業費（補助）	2,933,149
	4 都 市 計 画 費	土地区画整理事業 助成費（補助）	144,960	土地区画整理事業 助成費（補助）	258,343

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		街路づくり事業費 (補 助)	1,904,200	街路づくり事業費 (補 助)	5,061,501
		魅力ある公園づくり 事業費 (補 助)	160,000	魅力ある公園づくり 事業費 (補 助)	567,000
	5 住 宅 費	県営住宅管理費	40,237	県営住宅管理費	55,784

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
栃木県総合運動公園（北・中央エリア）・ とちぎスポーツ医科学センター管理運営事業	令和5年度から令和9年度まで	3,810,385

2 変 更

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
原油・原材料高騰等 緊急対策資金利子補給	令和5年度	252,000	令和5年度から 令和6年度まで	354,000
水利施設整備事業 (部屋南部地区排水樋管新設工事)	令和5年度から 令和6年度まで	760,000	令和5年度から 令和6年度まで	1,280,000

第5表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備費	7,786,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	6,816,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
地域鉄道対策事業費	50,000	同上	同上	同上	44,000	同上	同上	同上
社会福祉施設整備費	583,000	同上	同上	同上	228,000	同上	同上	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営最終処分場関連整備費	67,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	18,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
土地改良事業費	2,645,000	同上	同上	同上	2,450,000	同上	同上	同上
治山事業費	984,000	同上	同上	同上	939,000	同上	同上	同上
県単林道事業費	26,000	同上	同上	同上	18,000	同上	同上	同上
県単治山事業費	216,000	同上	同上	同上	111,000	同上	同上	同上
産業展示館整備費	24,000	同上	同上	同上	11,000	同上	同上	同上
自然公園等施設整備費	334,000	同上	同上	同上	190,000	同上	同上	同上

起債の目的	補正前				補正後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
国庫補助道路事業費	19,702,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	16,406,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		
国庫補助河川改良費	9,637,000	同	上	同	上	6,904,000	同	上	同	上
国庫補助砂防費	1,608,000	同	上	同	上	1,610,000	同	上	同	上
国庫補助街路事業費	2,891,000	同	上	同	上	2,850,000	同	上	同	上
公園緑地整備費	379,000	同	上	同	上	466,000	同	上	同	上
県営住宅建設事業費	530,000	同	上	同	上	468,000	同	上	同	上

起債の目的	補正前				補正後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
県有建築物耐震化推進事業費	239,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	93,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		
直轄道路事業負担金	2,187,000	同	上	同	上	1,953,000	同	上	同	上
直轄河川事業負担金	1,662,000	同	上	同	上	2,209,000	同	上	同	上
直轄砂防事業負担金	1,145,000	同	上	同	上	1,691,000	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	11,236,000	同	上	同	上	8,638,000	同	上	同	上
河川等整備事業費	5,996,000	同	上	同	上	6,012,000	同	上	同	上
自然災害防止事業費	109,000	同	上	同	上	25,000	同	上	同	上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域活性化事業費	223,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	630,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
市町村合併推進事業費	140,000	同上	同上	同上	134,000	同上	同上	同上
警察施設整備費	545,000	同上	同上	同上	448,000	同上	同上	同上
交通安全施設整備費	1,159,000	同上	同上	同上	442,000	同上	同上	同上
学校施設整備費	5,800,000	同上	同上	同上	5,466,000	同上	同上	同上
教育施設等整備費	135,000	同上	同上	同上	52,000	同上	同上	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産施設災害復旧費	60,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	22,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
土木施設災害復旧費	866,000	同上	同上	同上	277,000	同上	同上	同上
直轄災害復旧事業負担金	100,000	同上	同上	同上	172,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	24,000,000	同上	同上	同上	19,439,000	同上	同上	同上
退職手当債	3,500,000	同上	同上	同上				

第43号議案

令和4年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度栃木県国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,461,450千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,710,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		50,220,946	△ 1,080,944	49,140,002
	1 国庫負担金	37,262,402	△ 2,397,053	34,865,349
	2 国庫補助金	12,958,544	1,316,109	14,274,653
5 繰越金			16,557,646	16,557,646
	1 繰越金		16,557,646	16,557,646
6 諸収入		60,926,357	984,748	61,911,105
	1 雑収入	60,926,357	984,748	61,911,105
歳 入	合 計	174,248,650	16,461,450	190,710,100

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		174,248,650	16,461,450	190,710,100
	1 国民健康保険事業費	174,248,650	16,461,450	190,710,100
歳 出 合 計		174,248,650	16,461,450	190,710,100

第44号議案

令和4年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度栃木県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度栃木県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

		（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
4 主要な建設改良事業				
処理場建設事業	事業費	2,218,016千円	△ 180,388千円	2,037,628千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 流域下水道事業収益	9,573,000千円	8,240千円	9,581,240千円
第2項 営業外収益	5,101,632千円	8,240千円	5,109,872千円
支 出			

第2項 固定資産購入費

10,911千円

977千円

11,888千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のように改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	千円 498,300	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	千円 479,700	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職 員 給 与 費	197,021千円	△ 23,999千円	173,022千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、981,505千円」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、989,745千円」に改める。

令 和 5 年 2 月 2 0 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第45号議案

令和4年度栃木県電気事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度栃木県電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度栃木県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

		（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
2 主要な建設改良事業				
風見発電所建設事業	事業費	2,046,991千円	205千円	2,047,196千円
深山発電所建設事業	事業費	123,166千円	916千円	124,082千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 電気事業収益	2,343,900千円	△ 101,950千円	2,241,950千円
第2項 財務収益	1,981千円	5千円	1,986千円

第3項 事業外収益	141,750千円	△ 116,936千円	24,814千円
第4項 特別利益	2千円	14,981千円	14,983千円
	支		出
第1款 電気事業費用	2,254,000千円	95,810千円	2,349,810千円
第1項 営業費用	2,174,194千円	44,566千円	2,218,760千円
第2項 財務費用	5,568千円	8千円	5,576千円
第3項 事業外費用	72,238千円	44,160千円	116,398千円
第5項 特別損失	千円	7,076千円	7,076千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額733,900千円」を「不足する額735,030千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額227,810千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額227,880千円」に、「過年度分損益勘定留保資金466,090千円」を「過年度分損益勘定留保資金467,150千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支		出
第1款 資本的支出	2,735,900千円	1,130千円	2,737,030千円
第1項 建設改良費	2,584,064千円	1,121千円	2,585,185千円
第2項 企業債償還金	109,836千円	9千円	109,845千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	427,328千円	13,346千円	440,674千円

令和5年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一

第46号議案

令和4年度栃木県水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度栃木県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度栃木県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 水道用水供給事業収益	2,043,000千円	74,230千円	2,117,230千円
第2項 営業外収益	48,957千円	14,536千円	63,493千円
第3項 特別利益	2千円	59,694千円	59,696千円
	支 出		
第1款 水道用水供給事業費用	1,910,000千円	68,840千円	1,978,840千円
第1項 営業費用	1,836,503千円	43,486千円	1,879,989千円
第2項 営業外費用	71,497千円	25,354千円	96,851千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	203,780千円	27,165千円	230,945千円

令和5年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一

第47号議案

令和4年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度栃木県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度栃木県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収		入
第1款 工業用水道事業収益	681,000千円	5,940千円	686,940千円
第2項 営業外収益	140,172千円	3千円	140,175千円
第3項 特別利益	1千円	5,937千円	5,938千円
	支		出
第1款 工業用水道事業費用	624,000千円	7,350千円	631,350千円
第1項 営業費用	609,351千円	△ 6,875千円	602,476千円
第2項 営業外費用	13,649千円	10,438千円	24,087千円
第4項 特別損失	千円	3,787千円	3,787千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	49,010千円	△ 9,128千円	39,882千円

令和5年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一

第48号議案

令和4年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度栃木県用地造成事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度栃木県用地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収		入
第1款 用地造成事業収益	3,982,450千円	28,770千円	4,011,220千円
第2項 営業外収益	10,249千円	22,173千円	32,422千円
第3項 特別利益	2千円	6,597千円	6,599千円
	支		出
第1款 用地造成事業費用	3,570,810千円	8,560千円	3,579,370千円
第1項 営業費用	3,553,990千円	8,554千円	3,562,544千円
第2項 営業外費用	6,819千円	6千円	6,825千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額3,805,000千円」を「不足する額3,809,600千円」に、
「過年度分損益勘定留保資金1,282,336千円及び当年度分損益勘定留保資金2,514,301千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,433,288千円及び当年度分損益勘定留保資金2,367,949千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	5,122,000千円	4,600千円	5,126,600千円
第1項 建設改良費	1,235,695千円	4,600千円	1,240,295千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	90,370千円	5,458千円	95,828千円

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第49号議案

令和4年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度栃木県施設管理事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度栃木県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 経営総合管理事業収益	196,000千円	34,360千円	230,360千円
第1項 営業外収益	196,000千円	34,360千円	230,360千円
第2款 ゴルフ場事業収益	41,000千円	2,000千円	43,000千円
第2項 営業外収益	19,612千円	952千円	20,564千円
第3項 特別利益	千円	1,048千円	1,048千円
	支	出	
第1款 経営総合管理事業費用	196,000千円	34,360千円	230,360千円
第1項 営業費用	182,294千円	33,638千円	215,932千円

第2項 営業外費用	13,706千円	722千円	14,428千円
第2款 ゴルフ場事業費用	32,000千円	2,000千円	34,000千円
第2項 営業外費用	875千円	952千円	1,827千円
第3項 特別損失	千円	1,048千円	1,048千円
第3款 賃貸ビル事業費用	143,490千円	1,270千円	144,760千円
第1項 営業費用	135,223千円	1,270千円	136,493千円

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
本町合同ビルパーテーション 改 修 工 事	令和5年度	8,600千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	136,577千円	25,761千円	162,338千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第8条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

物価高騰対策のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,048千円である。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第50号議案

栃木県国民健康保険広域化等支援基金条例の廃止について

栃木県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

栃木県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年栃木県条例第47号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年3月31日から施行する。

第51号議案

市町村が負担する金額の変更について

令和4年度栃木県議会第387回通常会議において、第11号議案として議決を経た市町村が負担する金額について、次のとおり変更する。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
農村集落基盤再編・整備事業費	那須塩原市	円	円	円 40,000,000	円 10,000,000
	那珂川町	52,000,000	6,990,000	52,000,000	7,370,000
国営造成施設管理事業費	那須烏山市	52,115,000	576,392	55,000,000	608,245
	益子町		2,693,303		2,842,142
	茂木町		2,279,510		2,405,481
	市貝町		3,637,627		3,838,651
	芳賀町		1,236,168		1,304,481
農地整備事業費	宇都宮市	326,500,000	32,650,000	1,093,342,188	109,334,219
	佐野市	154,000,000	15,400,000	372,000,000	37,200,000

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
	鹿沼市	円 110,000,000	円 8,250,000	円 152,836,000	円 11,462,700
	日光市	182,500,000	18,250,000	252,183,812	25,218,381
	小山市	187,000,000	28,050,000	3,291,300	493,695
	大田原市	134,000,000	13,400,000	372,000,000	37,200,000
	下野市	197,000,000	19,700,000	614,708,700	61,470,870
	益子町	230,000,000	28,750,000	180,000,000	22,500,000
	市貝町	71,000,000	8,875,000	273,445,192	34,180,649
	芳賀町	379,134,000	46,391,750	1,057,718,808	131,014,851
	壬生町	295,000,000	29,500,000	475,000,000	47,500,000
水利施設整備事業費	宇都宮市	11,191,000	1,678,000	9,753,000	1,463,000
	足利市	40,000,000	6,000,000	94,000,000	14,100,000
	栃木市	135,654,000	33,913,500	398,130,000	99,532,500
	真岡市	1,379,000	207,000	1,200,000	180,000
	那須烏山市	6,050,000	907,000	12,100,000	1,815,000

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
	上三川町	円 1,545,000	円 232,000	円 1,346,000	円 202,000
	芳賀町	885,000	133,000	771,000	116,000
	塩谷町	250,000,000	25,000,000	390,000,000	39,000,000
	那珂川町	15,950,000	2,392,000	31,900,000	4,785,000
農村地域防災減災事業費	宇都宮市	149,000,000	37,250,000	179,000,000	34,050,000
	小山市	11,130,500	890,440	17,354,500	1,388,360
	那須烏山市	24,000,000	1,920,000	172,675,000	13,814,000

第52号議案

市町村が負担する金額の変更について

令和4年度栃木県議会第387回通常会議において、第12号議案として議決を経た市町村が負担する金額について、次のとおり変更する。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
砂防施設づくり 事業費（補助）	足利市	円 153,000,000	円 9,850,000	円 288,000,000	円 17,750,000
	栃木市	65,000,000	3,250,000	205,000,000	10,250,000
	佐野市	60,000,000	3,000,000		
	鹿沼市	60,000,000	4,500,000	80,000,000	6,500,000
	日光市	45,000,000	3,000,000	70,000,000	4,250,000
	真岡市			20,000,000	2,000,000
	那須烏山市	40,000,000	3,500,000	115,000,000	8,750,000
	茂木町	155,000,000	20,500,000	280,000,000	40,000,000
	那珂川町	185,000,000	10,750,000	215,000,000	12,750,000

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
緊急防災・減災対策事業費（河川砂防）	宇都宮市	円 20,000,000	円 4,000,000	円 21,000,000	円 4,200,000
	足利市	30,000,000	3,000,000	35,000,000	3,500,000
	さくら市	30,000,000	6,000,000	33,550,051	6,710,010
流域下水道建設事業費	日光市	511,810,700	97,904,783	496,947,045	97,453,512
	宇都宮市	492,431,200	49,216,321	449,319,577	43,237,257
	下野市		30,901,322		27,147,262
	上三川町		15,153,889		13,312,914
	栃木市	687,468,200	112,148,394	673,043,992	109,375,590
	壬生町		17,371,972		17,324,968
	大田原市	87,722,000	10,903,877	81,747,085	10,299,582
	那須塩原市		11,405,456		10,769,493
	栃木市	222,325,000	44,041,833	215,529,314	44,006,010
	小山市	578,258,200	67,725,628	544,428,868	66,226,468
	野木町		43,634,071		42,668,198

第53号議案

市町村が負担する金額の変更について

令和元年度栃木県議会第362回通常会議において、第56号議案として議決を経た市町村が負担する金額について、次のとおり変更する。

令和5年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
芳賀第2地区用地造成事業	芳賀町	円 3,293,000,000	円 441,000,000	円 3,417,253,000	円 340,690,000

第54号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 工事施工箇所 大田原市佐久山
- 2 工 事 名 主要地方道大田原氏家線箒川橋（仮称）鋼橋上部工建設工事
- 3 契 約 者 栃 木 県 知 事 福 田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 627,000,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 大田原市下石上1780番地

川田・巴特定建設工事共同企業体

代表者 川田工業株式会社栃木営業所 所長 高 橋 剛

第55号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 工事施工箇所 栃木市万町外
- 2 工 事 名 一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事
- 3 契 約 者 栃 木 県 知 事 福 田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 9,471,000,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 東京都港区芝五丁目6番1号

奥村・岩田地崎特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社奥村組東京支店 執行役員支店長 大 熊 一 由

第56号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和5年2月20日提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 工事施工箇所 足利市有楽町
- 2 工 事 名 栃木県立足利高等学校新校図書館棟ほか新築工事
- 3 契 約 者 栃 木 県 知 事 福 田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 495,110,000 円
- 6 契 約 の 相 手 方 小山市城山町1丁目3番26号
板橋・保坂特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社板橋組 代表取締役 齊 藤 純 夫

第57号議案

特定事業契約の変更について

平成29年度栃木県議会第346回通常会議において、第20号議案として議決を経た特定事業契約（馬頭最終処分場整備運営事業）の一部について、次のとおり変更する。

令和5年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一

契約金額を4,713,676,727円とする。

第58号議案

特定事業契約の変更について

令和2年度栃木県議会第369回通常会議において、第10号議案として議決を経た特定事業契約（新青少年教育施設整備運営事業）の一部について、次のとおり変更する。

令和5年2月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を6,575,753,860円とする。

第59号議案

特定事業契約の変更について

平成28年度栃木県議会第341回通常会議において、第36号議案として議決を経た特定事業契約（総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業）の一部について、次のとおり変更する。

令和5年2月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を33,002,175,796円とする。

第60号議案

工事請負契約の変更について

令和3年度栃木県議会第380回通常会議において、第15号議案として議決を経た工事請負契約（一般国道408号水路トンネル建設工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和5年2月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を543,323,000円とする。

第61号議案

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第389回通常会議において、第17号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立とちぎ海浜自然の家本館空調設備改修工事（長寿命化））の一部について、次のとおり変更する。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

契約金額を1,135,486,000円とする。

報告第1号

知事の専決処分事項報告について

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月20日

栃木県知事 福田 富一

- | | | |
|----|----------|-------------------|
| 1 | 専決処分第50号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 2 | 専決処分第51号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 3 | 専決処分第52号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 4 | 専決処分第53号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 5 | 専決処分第54号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 6 | 専決処分第55号 | 工事請負契約の変更について |
| 7 | 専決処分第56号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 8 | 専決処分第57号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 9 | 専決処分第58号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 10 | 専決処分第59号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 11 | 専決処分第60号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |

- | | | |
|----|----------|-------------------|
| 12 | 専決処分第61号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 13 | 専決処分第62号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 14 | 専決処分第63号 | 工事請負契約の変更について |
| 15 | 専決処分第64号 | 工事請負契約の変更について |
| 16 | 専決処分第65号 | 工事請負契約の変更について |
| 17 | 専決処分第66号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 18 | 専決処分第67号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 19 | 専決処分第68号 | 工事請負契約の変更について |
| 20 | 専決処分第69号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 21 | 専決処分第70号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 22 | 専決処分第71号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |

専決処分第55号

工事請負契約の変更について

令和2年度栃木県議会第365回通常会議において、第10号議案として議決を経た工事請負契約（一級河川杣井木川排水機場ポンプ設備工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を839,355,000円とする。

令和4年12月15日

栃木県知事 福田 富一

専決処分第63号

工事請負契約の変更について

令和2年度栃木県議会第372回通常会議において、第55号議案として議決を経た工事請負契約（那須庁舎本館棟新築工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を1,674,145,000円とする。

令和4年12月26日

栃木県知事 福田 富一

専決処分第64号

工事請負契約の変更について

令和2年度栃木県議会第372回通常会議において、第56号議案として議決を経た工事請負契約（那須庁舎本館棟新築電気設備工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を612,315,000円とする。

令和4年12月26日

栃木県知事 福田 富一

専決処分第65号

工事請負契約の変更について

令和2年度栃木県議会第372回通常会議において、第57号議案として議決を経た工事請負契約（那須庁舎本館棟新築機械設備工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を628,936,000円とする。

令和4年12月26日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第68号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第389回通常会議において、第18号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県林業大学校（仮称）研修・研究棟ほか新築工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を638,308,000円とする。

令和5年1月17日

栃木県知事 福田 富 一